

1. 検討目的と検討範囲

1. 検討目的と検討範囲

(1) 検討目的

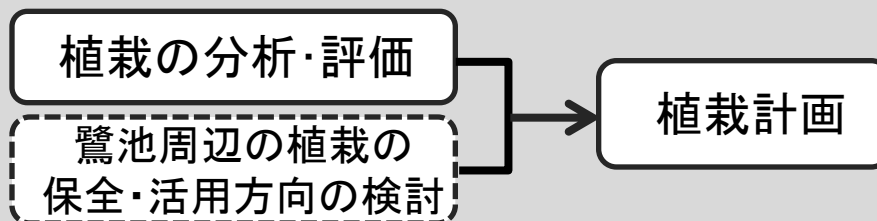
検討目的と検討の進め方

本検討は、浅茅ヶ原・荒池園地を計画対象地として植栽計画の検討を行うものである。

計画対象地を含む周辺一帯については、平成28年度に高畑町裁判所跡地整備の事業に合わせて「鷺池周辺の植栽の保全・活用方向の検討」を実施している。これによって、鷺池周辺の植栽及びそれによって形成される景観についての保全・活用方向の検討は一旦行っている。

よって、本検討においては計画対象地である浅茅ヶ原・荒池園地の植栽について詳細に分析・評価を行い、その結果と「鷺池周辺の植栽の保全・活用方向の検討」の結果と合わせ、これらに基づいて、植栽計画の検討を進めるものとする。

本計画の検討フロー



参考：「鷺池周辺の植栽の保全・活用方向の検討（平成28年度検討）」の検討目的

平成26年度より「高畑町裁判所跡地整備」の事業検討が進められている。この事業では、当該区域を奈良公園（都市公園）に追加して、宿泊、庭園観賞、飲食・交流等の利用ができるサービス施設を整備する予定である。この事業実施を契機にして、高畑町裁判所跡地を含む鷺池周辺の植栽や景観を適切に保全・改善し、この地域の風致的な魅力を高めていくことが期待されている。

このことを踏まえ、本作業は奈良公園植栽計画の検討の一環として、鷺池周辺の植栽及びそれによって形成される景観について、歴史文化、自然生態系、景観等の保全・活用の観点から分析・評価を行い、保全・活用方向の検討を行うものである。

1. 検討目的と検討範囲

(2) 検討範囲

